新潟県

新潟県報

発　行　　新　潟　県
第 40 号
令和７年５月23日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　　示
587　土壌汚染対策法による汚染されている区域の指定（環境対策課）
588　土壌汚染対策法による汚染されている区域の指定（環境対策課）
589　指定公金事務取扱者の指定（新潟県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務）（こども家庭課）
590　土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
591　県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
592　令和７年度地籍調査事業計画の策定（農村環境課）
公安委員会告示
4　警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）
雑　　報
一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

告　　示

◎新潟県告示第587号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和７年５月23日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　指定する形質変更時要届出区域
佐渡市吉岡字後山1678番の一部
２　土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

◎新潟県告示第588号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和７年５月23日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　指定する形質変更時要届出区域
佐渡市羽茂本郷1934番の一部、1969番の一部、1969番２の一部及び1971番の一部
２　土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
３　土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

◎新潟県告示第589号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第２項の規定及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の４の第３項の規定により告示

する。

令和７年５月23日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１ 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
新潟県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務

２ 指定公金事務取扱者として指定した日
令和７年４月１日

３ 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地及び名称
東京都中央区日本橋３－９－１　日本橋三丁目スクエア12階
弁護士法人ライズ綜合法律事務所

◎新潟県告示第590号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、胎内市の築地土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和７年５月23日

新潟県新発田地域振興局長

１　就　任

理事	胎内市築地1805番地		長津　茂富（理事長）
〃	〃	山王1067番地	水澤　正明
〃	〃	築地1813番地１	赤塚　栄一
〃	〃	村松浜1052番地	小林　正樹
〃	〃	宮川810番地	橋本　聡
監事	〃	村松浜1112番地	渡辺　秀敏
〃	〃	中村浜1155番地１	小川　勝己

就任年月日　令和７年４月26日

２　退　任

理事	胎内市築地1805番地		長津　茂富（理事長）
〃	〃	山王1067番地	水澤　正明
〃	〃	築地1813番地１	赤塚　栄一
〃	〃	村松浜1052番地	小林　正樹
〃	〃	宮川810番地	橋本　聡
監事	〃	中村浜913番地	佐藤　直文
〃	〃	村松浜1112番地	渡辺　秀敏

退任年月日　令和７年４月25日

◎新潟県告示第591号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営牧区泉大池地区農用地保全施設整備（防災重点農業用ため池緊急整備「一般整備型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和７年５月23日

新潟県知事　　花 角　　英 世

１　縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

２　縦覧に供する期間
令和７年５月26日から令和７年６月20日まで

３　縦覧に供する場所
新潟県農地部農地計画課ウェブサイト

４　その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア　この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ　また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

ウ　ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第592号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第６条の３第２項の規定により、令和７年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和７年５月23日

新潟県知事　　花　角　　英　世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
柏崎市	柏崎市の第２－２計画区	令和８年３月31日まで
新発田市	新発田市の第７－２計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第34計画区・第35計画区及び第36計画区	〃
十日町市	十日町市の八箇第４計画区	〃
村上市	村上市の神林第35計画区及び朝日第37計画区	〃
燕市	燕市の第45計画区及び第46計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第28－１計画区・第28－２計画区・第31－１計画区及び第31－２計画区	〃
妙高市	妙高市の第１－２計画区及び第１－３－２計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第43計画区・第44－１計画区・44－２計画区及び第45計画区	〃

魚沼市	魚沼市の第17－１計画区・第17－３計画区・第23計画区・第58－２－１計画区・第55－１計画区及び第79－２－２計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第13計画区・第14計画区及び第15計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第45計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第13－１計画区及び第13－２計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第11計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第2020－４計画区及び2024－２計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第16－２計画区・第16－３計画区・第16－４計画区・第17－３計画区・第18－１計画区・第18－２計画区・第19－１計画区・第19－２計画区及び第19－３計画区	〃

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第62号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第２項第１号に規定する警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）を次のとおり実施する。

令和７年５月23日

新潟県公安委員会

委員長　　斎　藤　　良　人

１　講習に係る警備業務の区分

法第２条第１項第４号に規定する警備業務（以下「４号警備業務」という。）

２　実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和７年６月26日（木）及び同月27日（金）の２日間の午前９時から午後４時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地２

技術士センタービルⅠ

３　受講定員

20人

４　受講対象者

受講申込みを行う日において、４号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第２項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第２号）第７条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものを対象

として実施する。

(1) 最近５年間に４号警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第４条に規定する１級の検定（４号警備業務に係るものに限る。以下「１級検定」という。）に係る法第23条第４項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第４条に規定する２級の検定（４号警備業務に係るものに限る。以下「２級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上４号警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第５号。以下「旧検定規則」という。）第１条第２項に規定する１級の検定（４号警備業務に係るものに限る。以下「旧１級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第１条第２項に規定する２級の検定（４号警備業務に係るものに限る。以下「旧２級検定」という。）に合格した警備員であって、当該旧２級検定に合格した後、継続して１年以上４号警備業務に従事しているもの

５　受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア　受付期間

令和７年６月12日（木）及び同月13日（金）の各日の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

イ　申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号　025－283－8880

に申し込むこと。

ウ　留意事項

(ｱ) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(ｲ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ｳ) １件の電話での申込みは、１人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア　受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦３センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）１通に必要事項を記入し、４に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ｱ) 資格者証又は修了証明書の写し

(ｲ) ４(1)に該当する者

４号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(ｳ) ４(2)に該当する者

１級検定に係る合格証明書の写し

(ｴ) ４(3)に該当する者

２級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(ｵ) ４(4)に該当する者

旧１級検定に係る旧検定規則第８条に規定する合格証の写し

(ｶ) ４(5)に該当する者

旧２級検定に係る旧検定規則第８条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ　提出期間

令和７年６月19日（木）及び同月20日（金）の各日の午前９時から午後４時30分まで（正午から午後１時までを除く。）

ウ　提出先

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ　提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 受講手数料

ア　金額

10,000円

イ　納付方法

キャッシュレス決済又は現金決済により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、還付しない。

6　講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7　本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号　025－285－0110（代表）

雑　　報

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立看護大学会計規則第17条第１項の規定により、母性看護学・助産学領域教材物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和７年５月23日

公立大学法人新潟県立看護大学　理事長　神田　清子

1　入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

母性看護学・助産学領域教材物品の調達

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和７年６月30日（月）

(4) 納入場所

公立大学法人新潟県立看護大学（新潟県上越市新南町240番地）

2　入札説明書の交付等

(1) 交付場所

新潟県立看護大学総務課庶務係（新潟県上越市新南町240番地）

なお、上記の場所で交付するほか、新潟県立看護大学ホームページでも公開する。

(2) 問い合わせ方法

入札説明書による。

3　入札執行の日時及び場所

(1) 日時　令和７年６月３日（火）　午前10時30分

(2) 場所　新潟県上越市新南町240番地

公立大学法人新潟県立看護大学　１階　第１会議室

4　入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立看護大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「医療機器」に登載されている者であること。

(5) 新潟県内に法人の本社又は営業所がある者であること。
(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
(7) 後記５に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立看護大学理事長から確認を受けている者であること。

5　競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加することを希望する者は、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立看護大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、入札説明書に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

提出方法については入札説明書による。

6　入札手続等

(1) 入札の方法

入札は、次のいずれかの方法によること。

ア　本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ　本人が作成した入札書を封書の上、３(2)に定める場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に１(1)の調達案件の名称及び３(1)に定める入札執行日時を記載したものをもって、３(1)に定める入札執行日の前日の午後５時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア　使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ　落札決定に当たっては､入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他は、入札説明書による。

7　入札の無効

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
(2) 入札に参加する条件に違反した入札
(3) 契約事務取扱規程第16条第１項各号に掲げる入札
(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8　入札保証金

免除する。

9　契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第１号、第２号及び第３号のいずれかに該当する場合は、免除する。なお、複数の方法による保証は認めない。

10　その他

(1) この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立看護大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。
(2) その他詳細は、入札説明書による。